

議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会5月総会

日 時 令和4年5月26日(木)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第3号 会期の決定について
- 第2 指定第4号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第2号 非農地証明事務処理報告
- 第4 議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第5 議案第6号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 第7 議案第8号 四万十町農業委員会が定める別段の面積について
- 第8 其他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 欠席 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 欠席 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 10番 東出一茂 33番 橋本健太郎 37番 佐々木通 38番 秋田公幸

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、お足元の悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。田んぼの方も見まわしてみますと、だいぶ植わってきました。もう既に終わられてる方、落ち着いている方、まだ残っている方は頑張っていたきたいと思います。ちなみに私もまだ残っております。

今年の5月の連休の時は、本当に人出が多くてコロナ前に近いんじゃないかというぐらいの人が動いておりました。

経済的にもだいぶ潤ったのではないかと考えておりますが、その後のコロナも心配をしておりましたが、10日の日に過去最高の366という患者が出まして、それから続いているところです。

5月11日に臨時議会が開催され、出席をしております。この4月に町長選がございまして。中尾町長が無投票で当選されました。臨時議会で所信表明の挨拶がございまして、その後に副町長の選任で森武士副町長が再任されました。

それとまた、今年4月より新しい課長になった方の挨拶等もございました。で、我々の関係の農林水産課の方も代わりまして、皆さん知ってるとは思いますが、池上課長から佐竹課長になりました。よろしくお願ひいたしますというご挨拶をしました。

国会ですが、国の方で今までの農地利用の将来像の人・農地プランを今回地域計画という形の呼び名として、色々プランを進めていきなさいよと、そういうことが法定化されまして、参議院の本会議で可決、農業関連法が20日に成立を致しました。この地域計画では、農地の一筆ごとに、10年後の農地の集約、維持に向けて、将来像を具体化することが各地域に求められることになりました。

以前から、配布されたタブレットを使って一筆調査をして確認しながら、将来の集約化に向けた目標地図というのをまず作りなさいということと言われております。

で、今まではその目標地図を作るにあたって認定農業者とか、大規模の担い手なんか集約をきなさいという形で進めてきましたが、今回から変わりました。中小規模、中規模でも小規模でも兼業でも構わないので、そういった地図を作り集約するのに、そういった方々も一緒に交えてやってくださいという形に変わりました。

今までより少しやりやすくなった、今までやったら担い手として、大きくやってくれる方や認定農業者の方に集約をきなさいよという形がありましたが、今回から中規模、小規模も含めた兼業農家の皆さんに、一緒に地域を守っていただいて集約をしていただくと、そういった形に進めてくださいとなります。局長とも話しましたが、まだ本当に、自分たちの事務局の方にも詳しい内容は降りてきておりませんので、皆さんにどこまでどうなるか、これからどうなるか詳しいことは申し上げられないような状況でしか発表がありません。また、皆さん方に詳しいことが分かりましたら、お伝えするようになると思います。関係機関とも協力しながら、色々な部分も進めて参りたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは5月総会に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会5月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行いますので、ご起立をお願いします。

今回の発声は議席番号1番 下元弘章委員にお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

1番 四万十町農業委員会憲章の朗読

委員 ～朗読～

議長 本日の会議に、10番 東出一茂委員、33番 橋本健太郎委員、37番 佐々木通委員、38番 秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第3号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会5月総会の会期は、令和4年5月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第4号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思っております。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に13番 武内道則委員と、26番 甲把雄委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第2号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は、3ページをご覧ください。今月は窪川地域から3件となって

おります。

番号1番。添付資料は1ページから2ページです。床鍋字エンノシマ668番1、地目、畑、面積、777㎡です。申請地は20年以上前より耕作しておらず、原野及び山林の一部となっています。令和4年4月13日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、令和4年4月14日非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。家地川字コエカケ671番1、地目、田、面積、30㎡、外3筆あり、合計4筆、843㎡です。申請地は昭和47年、昭和56年、平成6年に建物が建築されています。令和4年4月21日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め令和4年4月25日、非農地証明を発行しております。

番号3番。添付資料は5ページから6ページです。弘見字カドケサキ281番1、地目、田、面積、68㎡です。申請地は20年以上前より耕作しておらず、原野となっています。令和4年4月22日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、令和4年4月25日非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第2号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第2号は終わります。

議長 続いて、日程第4 議案第5号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。議案書は4ページです。申請地の位置は添付資料の7ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の1件、西部地域2件の計3件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1からご説明します。土地の所在地、弘見字スゲサワ444番2、地目、畑、面積313㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。

申請地では水稻を栽培する計画となっております。窪川地域は以上です。

事務局 続きまして西部地域からです。

番号2について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の8ページをご覧ください。

土地の所在地、広瀬字ウエ畑150番、地目、畑、面積、459㎡です。以下、5筆あり、合計で6筆、面積が1322.56㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望。譲受理由は、本人希望。譲受人の下限面積は達

成しています。申請地では、柚子、お茶を栽培する予定です。

続きまして、番号3について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の9ページをご覧ください。土地の所在地、河内字橋詰523番、地目、田、面積577㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望です。譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稻を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第5号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。9番 山本道雄委員。

9番 1番について譲受人より伺って来ました。現況は畑であります。譲受人は、農地を有効的に利用しております。150日以上農作業に従事していることを確認しています。周辺農地には悪影響を与えない事を確認しています。これ畑になってますけれども、この隣の田んぼと一枚にすると伺っております。以上です。

議長 続きまして、番号2番。36番 上野渡委員。

36番 番号2番について譲受人から確認しました。現況は畑であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用し、年間150日以上農作業に従事することを確認しています。周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しています。譲渡人と譲受人は親戚で、現在県外に住む譲渡人は、畑の管理が難しいということで、畑の近くに住む譲受人と売買に至ったとのことでした。畑には、現在お茶が植わっていますが、今後は柚子に植え替えるとのことでした。以上の結果、番号2の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号3番。13番 武内道則委員。

13番 3番について説明をします。22日の日曜日に現地確認と双方への聞き取り行って来ました。現況は田であり周辺農地に迷惑をかけてないことを確認しております。

譲受人の方が、住所が高知市になっておりますが、年間150日どうですかとお尋ねしましたところ、毎週土日は実家の方に帰ってきておると、また田んぼが始まると週の半分くらいは、こちらにおいて水の見回り土羽の草刈等をやってるので、150日以上ぐらいはやっておるつもりですと言う返事を頂きました。

今回の田んぼはですね、この譲渡人の方があまり熱心に田んぼを作らないと。時々手抜きの時があるので売ってくれるようであれば、私が買いますがということを、第3者を介して相談したそうです。譲渡人の方も全然買ってくれるなら買って下さいってというような感じで、売買が成立したそうです。ご近所の方にも聞きましたが、この方非常にきれいな仕事をされる方で、田んぼも畑も綺麗にや

っておられる方らしいですので、今回の案件問題ないと考えます以上です。

議長 議案第5号について質疑を許します。質疑はありませんか。
2番 掛水誠幸委員。

2番 3番の件ですが、譲受人の田んぼが隣にあるのですが、これは段差が大分ありますか。

13番 あります。

2番 ありがとうございました。段差がなかったら1筆にするのかなと思って。

議長 他に何かありませんか。27番 市川正司委員。

27番 2番の案件ですが、これですが、153-4と153-3については違う方の土地の中に入っている。それも場所的に厳しい様などころにあるんですけど、それと151-2は、譲受人の方の畑のど真ん中にあるようになっています。これも、どういうことでこういうことになったのか。説明をお願いしたいです。

議長 36番 上野渡委員。

36番 なぜこの3㎡ぐらいの形でその地番が違うのか、なぜこういう形で登記されているのかは分からないということでしたけど、この3㎡ある畑の周りの畑がもともと今回の譲渡人の方の畑で、それが10年以上前に売買があって、そのときに登記し忘れて残ってしまったと言うことだと思えるということ、ただこの3㎡ぐらいある所もですね。この周りの畑も譲受人の親戚になる方が所有する畑で、今現在管理自体を今回この譲受人の方が行ってますので、特に問題はないと思います。

議長 14番 吉良榮委員。

14番 昔うちもこういうのがあったんですよ。調べてみると、昔そこに住んでいた時に、お墓にしていたとこを登記する時に、何らかの形で残っていて、もう親戚がバラバラになってしまっていて、そこだけ登記ができないような所がうちは残っておりますが、たぶんこもそういう形で何らかの形でそういう風になったんじゃないかと思えます。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第5号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第5 議案第6号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
議案書は7ページから添付資料につきましては10ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和4年6月1日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

件数につきましては窪川地域が3件、西部地域3件の6件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番から説明します。

番号1番 土地の所在地、床鍋字中ノ川479番1、地目、田、面積、1,742㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積4,217㎡です。設定は新規になります。期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号2番、土地の所在地、志和字神田1189番、地目、田、面積、2,014㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積4,419㎡です。設定は新規になります。期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号3番、土地の所在地、志和字瀧ノ下1236番、地目、田、面積、3,274㎡の内2,500㎡です。設定は新規になります。期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号4番、土地の所在地、大井川字砂田1525番1、地目は田、面積、1,028㎡です。外2筆ありまして、合計3筆、面積が2,646㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年になります。

作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号5番、土地の所在地、久保川字森分798番、地目は田、面積、1,334㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和4年6月1日から令和8年5月31日までの4年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号6番、土地の所在地、広瀬字ゲンゴ514番1、地目は畑、面積、732㎡です。他1筆ありまして、合計2筆、面積が1,047㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年になります。作物は、お茶、ミョウガを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。西部からは以上です。

議長 議案第6号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。7番 浜田大彰委員。

7番 先日、圃場の確認と設定を受ける者から聞き取りを行ってきました。現況はすでに、もう生姜が植わっており、畦畔も綺麗に草刈もされていまして、周辺農地への悪影響はありません。

この農地は、地権者が町外のため、昨年までは近所の方が一緒に水稻を作ってくださいっていたようですが、その方が、もうなかなか来年は作れるか分からんような話を聞いたもので、権利を受ける者が相談したところ、どうぞ作ってくださいということで話があったようです。

この集成図には載っていませんが、そのすぐ隣が、設定を受ける者の圃場ということもあって、耕作して行くにも都合がいいということで、5年間の設定をされているとのこと。もし5年間の間、作れなくなったとしても水稻など作付けを行って5年間はしっかり管理しますということを本人が言われていましたので、今回の利用権の設定は問題ないと思います。

議長 続きまして、番号2番3番一括で。32番 山本奨一委員。

32番 番号2番3番について借受人から確認しました。借受人は双方とも認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりです。新規の設定ですが、双方とも1、2年前から耕作してたんですが、昨年貸し出し人本人が施設に入所した関係で貸し出し人の妻に、おばちゃんもいつどうなるか分からんので委員会で貸借した方がえいろうということで、今回の設定にした次第です。特に問題ないと思います。

議長 続きまして、番号4番。34番 平野直人委員。

34番 番号4番について借受人から確認しました。借受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手です。内容も利用集積計画のとおりです。再設定でもあり、特に問題ないと判断します。

議長 続きますして、番号5番。35番 山崎力委員。

35番 先日、借受人のところに行ってきました、借受人は認定農業者であり、一年ほど前から息子さんと親子で農業をしており、また更新であるため問題ないと思います。

議長 続きますして、番号6番。36番 上野渡委員。

36番 番号6番について借受人から話を聞いてきました。借受人はこの畑を10年ほど前から利用権設定をして耕作しているとのことで、内容も利用修正計画のとおりで再設定でもあり、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第6号について質疑を許します。質疑はありませんか。
11番 土居稔委員。

11番 3番ですが、面積が全部ではなく一部になっているのですが理由は何ですか。それと、一部の事例は他にもあるのですか。

32番 貸出人の妻が、体のためにも自分も畑をやりたいということで、きちんと測ったわけではないですが、借受人が立会いして決めたそうです。

事務局 すみません、補足として。こういう事例も、年に何回かぐらいなんですけど、分けてこっちだけを設定してっていう条件の設定は可能です。

議長 他に何かありませんか。27番 市川正司委員。

27番 番号5番のところ、籾5袋と書いておりますが、その籾の重量としているのかその袋そのもの満タンということでしょうか。

議長 35番 山崎力委員。

35番 もみ一袋に23キロ入るとだいたい玄米1斗15キロから16キロとなるので、それではないかと思えます。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第6号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第7号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。議案書は、11ページ。添付資料は、27ページからご覧ください。別紙のとおり農用地配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域の2件です。

権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1、土地の所在地、奈路字大田1140番、地目、田、面積、3,093㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積6,126㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和7年11月30日までとなっております。水稻を栽培する予定です。こちら再配分となっております。

続いて番号2、土地の所在地、土居字窪田336番1、地目、田、面積、2,536㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年2月28日までとなっております。水稻を栽培する予定です。こちらも再配分となっております。補足として再配分の場合、耕作者が作れなくなって合意解約し、別の耕作者に再配分という形で配分計画を変更します。合意解約については、賃貸借の場合は総会で報告しなければいけませんが、使用貸借の場合、報告義務はありませんので、今回の件についての合意解約の報告はありません。説明は以上になります。

議長 議案第7号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番2番一括でお願いします。30番澤田憲男委員。

30番 番号1番2番について、借受人と立会、現地の方を確認して来ました。借受人は、地域の担い手であります。農作業は年間150日以上を従事しており、栽培作物は水稻を栽培する予定です。配分計画のとおり、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第7号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第7号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第7号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第8号 「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 四万十町農業委員会が定める別段の面積について、ご説明いたします。
農地の権利を取得する場合、既に耕作等をしている農地の面積と新たに権利を取得する農地の面積の合計は農地法で定められた面積を超えていなければなりません。
この別段の面積（下限面積）ですが、平成21年の法改正により農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めるとなっており、農業委員会は、毎年、別段の面積（下限面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。
現在の四万十町の別段の面積はお手元の添付資料32ページにあるように30aとなっております。
別段の面積については、農地法施行規則第17条第1項により当該設定区域内において、定めようとする面積未達の農家が総数のおおむね百分の四十（40%）を下回らないように算定されるものであることとされております。
資料31ページをご覧ください。
現在の農家台帳における経営面積と農家数となっており、10a単位で表にしております。
右下に20a未達・30a未達・40a未達の経営世帯とその割合を記載しております。
四万十町全体の30a未達の世帯は38.2%、10a未達の世帯は45.5%で、30a未達では40%を下回っており、40a未達で40%をこえています。したがって40%の境界は30a以上40a未達の間にあると考え、下限面積は今年度も今まで

どおり 30 a としたいと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。
議案第 8 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
27 番 市川正司委員。

27 番 すみません、右下のその四角い所の 2 反未満 3 反未満 4 反未満そのところのその数値が世帯数の数がやたら多いけど、上との折り合いが合わないけど、これはどういうふうな表記の仕方ですか？

事務局 20 a 未満というのは 10 a 未満、10 a から 20 a 未満を足した数字がここの、20 a 未満のところになってきています。30 a 未満は、10 a 未満、20 a 未満、30 a 未満を足してもらったこの数字になろうかと思っています。よろしいでしょうか。

27 番 全部足してるんですね。

事務局 全部足しています。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議長 議案第 8 号、「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」は、現行の 30 a で変更を行わないことに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 8 号 「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」は、現行の 30 a で変更は行わないことに決定します。

議長 続いて、日程第 8 その他の件について議題とします。

何かありませんか。15 番 竹内純委員。

15 番 議事進行にあたり、2 時間ぐらい続けて議事をやっているわけですが、途中でですね、何か休憩を取るようになってもらったら、皆さんお互いに良いんじゃないかと思っていますので、もしかまわなければそのような考慮をお願いします。

議長 わかりました、すみません。今回案件が少ないと思ったのですが、長くなってしまいました。

15 番 長々と話すことも大事やけど、ある程度けじめをつけて話をしてもらいたい。

議長 16 番 中原英昭委員。

16 番 農業者年金推進部長をしているが、農業者年金って今入ってもらって大丈夫ですかと思って。戦争もやっているし円安で。そういう時に入ってもらって。自分が入った年と翌年は赤でマイナスやったので、そんなになったら困るので。今年から増額しているが、増額したらしたでマイナスが大きいので、今どんな状況なのかと思って。入りたいのはやまやまやけど、ちょっと待った方がいいでと言えるのなら言うけど。蓋を開けてみないと分からないものを勧めることは出来ません。

事務局 今度、9日に農業者年金について農業会議から説明会があるので、聞いておきます。

議長 その他の件については終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会 5月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時00分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 13 番

署名委員 26 番
